

## 25 - 08 高齢者福祉事業

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 高齢者福祉施設

#### (2) 老人福祉センター

無料となる老人団体以外の利用者負担を合併後1年程度で調整。

### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 老人クラブ活動支援

合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編。

#### (2) 敬老事業

合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討。

また、釧路市の敬老大会は引き継ぐ。

#### (3) 高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成

以下、ア～ウのとおり再編し、いずれかの助成の選択制を調整する。

ア 支給対象年齢 70歳以上

イ 所得制限 本人非課税

ウ 助成額 6,000円

なお、高齢者バス利用助成はバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とし、老人入浴費助成は阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合、現行入浴助成（上限9,600円）を継続するが、その期間を合併時まで検討する。

#### (4) 緊急通報体制等整備事業

#### (5) 敬老祝金

現行を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金（88歳、99歳、100歳、101歳以上に年5万円支給）に再編。

### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 高齢者福祉施設整備補助

#### (2) 生活管理指導員派遣

派遣は週1回1時間以内とし、利用者負担額は介護報酬に基づくものとする。